

全員協議会資料

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除について

平成24年11月26日

財政部

1 趣旨

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づき申請をしていた「岩手県産業再生復興推進計画」が内閣総理大臣の認定を受けたことから、復興推進計画に定められた復興産業集積区域の区域内において、当該認定復興推進計画に定められた事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除に関し、新たな条例を定めようとするものである。

2 「岩手県産業再生復興推進計画」について

「岩手県産業再生復興推進計画」は復興特区の特性を生かし、沿岸地域と日常的取引関係を有する産業が所在する地域において、地域の特性を生かした産業の集積を図ることにより、被災地域の経済の活性化や雇用機会の確保・創出を図ることを目的としている。

(1) 特区において集積を目指す主な産業分野

- ・ものづくり産業（セメント関連産業、鉄鋼関連産業、電子機械製造関連産業、輸送用機械器具関連産業）
- ・医療品関連産業
- ・情報サービス関連産業
- ・木材関連産業
- ・環境負荷低減エネルギー関連産業
- ・観光関連産業
- ・食品関連産業
- ・水産関連産業
- ・農業及び関連産業

(2) 受けることができる特例措置（県内全市町村が対象となるもの）

国税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律）

- ・減価償却資産の特別償却又は法人税等の税額控除・法人税等の特別控除・開発研究用資産の特例

地方税の課税免除（条例の制定が必要）

- ・事業税（県）・不動産取得税（県）・固定資産税（市町村）

3 盛岡市が認定を受けた復興産業集積区域

盛岡北飯岡地区復興産業集積区域、盛岡工業団地復興産業集積区域、盛岡玉山区芋田地区復興産業集積区域、盛岡玉山区生出地区復興産業集積区域、盛岡四十四田工業団地復興産業集積区域、盛岡青山地区復興産業集積区域、盛岡みたけ地区復興産業集積区域、盛岡玉山区上武道地区復興産業集積区域、盛岡玉山区芋田向地区復興産業集積区域、盛

岡中央工業団地復興産業集積区域、盛岡都南工業団地復興産業集積区域、盛岡南工場流通団地復興産業集積区域、盛岡上飯岡地区復興産業集積区域、盛岡中央卸売市場地区復興産業集積区域 以上14区域

4 盛岡市において集積を目指す産業分野

盛岡市の場合は、二業種が対象となっている。

(1) 食料品製造業

(理由) 当市には、食品加工企業が立地しており、大船渡市の企業との水産物の取引関係があるため、経済的波及効果等により、雇用機会の創出が見込まれる。

(2) 電子部品・デバイス・電子回路製造業

(理由) 当市には、電子部品・デバイス・電子回路製造業の企業が数多く立地しており、野田村の企業との精密部品の取引関係があるため経済的波及効果等により、雇用機会の創出が見込まれる。

5 条例の内容

(1) 課税免除の対象となる固定資産

復興産業集積区域において、復興推進計画の認定の日（平成24年3月30日）から平成28年3月31日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）の規定の適用を受ける個人事業者又は法人が新設又は増設を行った施設又は設備（家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地）が対象となる。

(2) 課税免除の適用期間

対象となる固定資産を事業の用に供した後において、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限る。

(3) 課税免除の申請手続

ア 最初に固定資産税を課すべきこととなる年度の初日の属する年の1月31日までに、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類（岩手県による指定事業者又は指定法人として指定を受けたことを証する指定書）を添付して、市長に申請する。
イ 市長は、申請内容について調査し、課税免除の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

6 施行期日

公布の日から施行し、平成24年3月30日から適用する。